

第3回愛知県自転車安全で適正な利用の促進に関する検討会議 議事結果

- 1 日時 令和2年11月17日(火) 10:00~12:00
2 場所 愛知県自治センター研修室
3 出席者 委員 別添名簿のとおり
事務局 防災安全局県民安全監、県民安全課長、県民安全課担当課長他5名
4 記者 2社
5 傍聴者 3名
6 議事内容

開会

県民安全課長 本日は、ご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から「第3回愛知県自転車安全で適正な利用の促進に関する検討会議」を開催させていただきます。本日司会を務めさせていただきます県民安全課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため、人と人との間隔を空け、換気を徹底し、簡潔な会議運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

本日の会議は、愛知県自転車安全で適正な利用の促進に関する検討会議設置要綱に基づき公開といたします。記者及び傍聴者については、あらかじめ入室をいただいておりますので、ご了承ください。

記者の皆様にご連絡いたします。カメラでの撮影は冒頭部分のみ許可します。希望される場合は、今撮影をお願いします。それでは、これ以降のカメラ撮影は議事の進行に支障がありますので、行わないようお願いいたします。

それでは、はじめに県民安全監よりご挨拶を申し上げます。

挨拶

県民安全監 皆様、おはようございます。県民安全監の内藤でございます。第3回愛知県自転車安全で適正な利用の促進に関する検討会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しい中、会議に御出席くださいまして誠にありがとうございます。

8月に開催いたしました第2回の検討会議では、条例のあり方について、委員の皆様から御意見をいただきまして、また、会議の後にも書面等により、御意見を伺いながら、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のあり方」をとりまとめることができました。その節は、誠にありがとうございました。

この条例のあり方について、9月15日から10月15日までの一か月間、パブリック・コメントを実施し、総勢13名の県民の皆様から、41件のご意見をいただきました。また、同時に県内市町村や交通安全関係団体等にも照会を行い、多くの御意見をいただいたところでございます。

これらの御意見を踏まえまして、このたび条例の骨子(案)を作成いたしましたので、今回はそれぞれのお立場から御意見をいただき、皆様の御意見を踏まえて、条例の骨子を固めてまいりたいと存じます。

なお、今回は条例制定に向けた最後の会議となりますので、忌憚のない御意見

や御助言を賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。本日もよろしく
お願いいたします。

県民安全課長 本日御出席の委員の皆様は出席者名簿のとおりでございます。代理出席も含
めまして、10名が出席されています。

それではただ今から議事に入らせていただきます。

ただ今からの進行は、座長をお願いします。

座長 おはようございます。座長を仰せつかっております大同大学の嶋田でございま
す。ただ今ご挨拶にもありましたが、本日最後の検討会議ということで、皆様よろ
しくをお願いします。

それでは、お手元の次第をご覧ください。まずは議題の「(1) 愛知県自転車の
安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)のあり方に対する県民意見等」に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局 (参考資料に基づき説明)

座長 ただ今説明された件は、次の議事にも関わりますので、引き続き説明していただ
いてから議論したいと思います。では「(2) 愛知県自転車の安全で適正な利用
の促進に関する条例(仮称)の骨子(案)」について、事務局から説明をお願
いします。

事務局 (資料に基づき説明)

座長 ありがとうございます。それでは、御意見や御質問を伺っていきたくと思いま
すが、内容が多岐にわたりますので、次第のAからカまでの項目について確認し
てまいりたいと思います。

「目的」、「定義」、「基本理念」について

座長 はじめに、「A目的、定義、基本理念」に関して、御意見や御質問を伺ってまい
りたいと思います。特に定義では、「自動車等運転者」に関連して追加されている
ということでございます。いかがでしょうか。

伊藤委員 「自動車等の運転者」が追加されましたが「自動車等」の定義だけでなく、「自
転車利用者」や「自転車利用事業者」のように個別に定義する必要はありません
か。

座長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 「自転車利用者」は他の法律で規定されておらず、対象者を特定するために
個別に定義する必要があると考えますが、「自動車等」の運転者は他の法律でも
規定され対象者も特定されるため、個別に定義する必要はないと考えます。

座長 他にいかがでしょうか。

片山委員 「A目的、定義、基本理念」は、第10次愛知県交通安全計画に記載されてい
る内容に準じて、又は関連して作成されているという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 第10次愛知県交通安全計画は鉄道も含めたより広い交通の安全について計
画したものであり、当然関連はしております。

片山委員 そうすると、教育について書かれている内容も条例の骨子(案)に反映されるべ
きものであるという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 その通りです。

片山委員 分かりました。以上です。

座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それではアの部分については一旦お認めいただいたとして、次に移りたいと思います。

「各主体の責務」について

座長 「イ各主体の責務」について御意見や御質問はございませんでしょうか。先程も御説明いただいたとおり、「自動車等の運転者の責務」が追加されております。いかがでしょうか。

片山委員 「学校の長の責務」について確認させていただきたいのですが、「学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。」と努力義務になっていますが、この「必要な知識と技能」には「ヘルメット」のことも含まれますか。

座長 事務局いかがでしょうか。別に規定はありますけれど。

事務局 はい、別に規定はありますが、一応ヘルメットのことも入っているということによるのかなと思います。

片山委員 分かりました。以上です。

座長 御確認ということですね。

片山委員 はい。

座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

木村委員 「自転車利用者」は「自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努めるものとする。」とは、どこでどのように習得するとまで書かれていません。各自で習得しなさいということなのであれば当たり前のことであり、なくてもいいと思うのですが、当たり前のことを書くという趣旨で書かれているのでしょうか。

事務局 その通りです。

座長 方法論が書かれていないということですね。

木村委員 方法論はいらないとは思いますが、もう少し書き方が何かあればいいなと思ったのですが。

座長 これは事務局において、他の都道府県の条例を参考に記載されたと思うのですが、他の自治体でもこのような表現になっているのでしょうか。

事務局 他の都道府県も同様の表現になっております。実際は、自転車交通安全教育にも関連しますが、自転車交通安全教育は自転車の乗り方を習得後に交通ルール等を学んでいただくことを想定して規定しております。その前段階となる自転車の乗り方、自転車に乗る心構え等を基本的な責務として規定しております。

木村委員 分かりました。

座長 他にいかがでしょうか。

高野委員 参考資料 p.4 では、県民からの意見として「防犯登録を任意ではなく必須とする」とありますが、自転車の防犯登録は平成 7 年に法律で義務となっています。私ども自転車販売店でも、防犯登録は義務である旨伝えております。

「点検整備等による安全で適正な車両管理の実施」の項目には、自転車利用者の盗難防止について規定されているので、重複になるかもしれませんが、自転

車利用者の意識を高めるためにも、防犯登録は必ず行う旨として書き加えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

座長 事務局いかがでしょうか。

事務局 防犯登録は法律で義務化されていることは承知しております。本県では他法令と重複する内容は記載しない方針であるため、条文上は記載することが難しいと思います。ただ、広報啓発の施策として、防犯登録が義務である旨も併せて周知していく必要があると思います。

高野委員 参考資料 p.4 の県民からの「防犯登録を任意ではなく必須とする」という御意見については、本人が自覚されていなかったということでしょうか。

事務局 県民からの御意見については、多少省略した部分はありますが、なるべくそのまま掲載させていただいております。

座長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

鈴木委員 「事業者の責務」が、「通勤のために自転車を利用する従業員」に限られるのは、従業員が業務で自転車を利用する場合は「自転車利用事業者等の責務」に入るからという理解でよろしいでしょうか。

事務局 その通りです。

鈴木委員 「自転車利用事業者」の定義である「人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者」は、道路交通を担う方と読め、事業として自転車を利用するということが分かりにくいのではないのでしょうか。例えば、隣の社屋まで自転車で移動する場合は含まれないように思うのですが。

事務局 例示された状況は、定義にある「人の移動」に含まれるかと思います。事業として何かしら自転車を利用される場合は、全て「自転車利用事業者」に含まれるものと考えています。また、自転車が関わらない事業をされており、従業員が通勤に利用するだけという業態の場合は「事業者」として「通勤のために自転車を利用する従業員」に限って規定させていただいています。

例えば、愛知県庁を例に挙げると、県職員が公用自転車で公務として別の場所に移動する場合は「自転車利用事業者」に入ると解釈しております。分かりづらい部分を細かく条文上で例示することはできないため、Q&A や解説等で書かせていただこうと思います。

鈴木委員 「学校の長の責務」では、「通学のために」という言葉が入っていませんが、学校の場合は通学だけに限らず実施するということでしょうか。

事務局 その通りです。「事業者の責務」が「通勤のために自転車を利用する従業員」に限っているのは、事業として自転車を活用する場合は「自転車利用事業者の責務」に該当するためです。そもそも自転車を利用する人は、どのような立場で自転車を利用していようが「自転車利用者の責務」が課されます。

鈴木委員 事業者の「通勤のために自転車を利用する従業員」に対する責務と、「自転車利用事業者の責務」が全く同じであれば違和感はないのですが、原案では「自転車利用事業者の責務」は「取組を自主的かつ積極的に行う」とあるのみで、同じ責務があるようには見えません。

座長 事業者が通勤以外の目的での自転車利用について「自転車利用事業者」に該当すると分かるかどうか、また、「事業者」と「自転車利用事業者」の責務の内容

が異なる点について、他の委員の皆様の御意見はいかがででしょうか。

「自転車利用事業者」の定義にも関わるのかと思います。「事業者」の定義はないのですね。

事務局 条例のあり方では、「事業者」の定義を入れていましたが、意見照会を行うなかで、愛知県の条例として一般的な「県民」や「事業者」を定義する例はあまりないという御意見があり削除しました。

座長 「自転車利用事業者等の責務」はこのままでよいのでしょうか。

事務局 「自転車利用事業者等の責務」として、「自転車を利用する従業員に対し、自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない。」旨を現在の規定に追加するというのであればよろしいということでしょうか。

座長 鈴木委員、いかがでしょうか。

鈴木委員 今は、「自転車利用事業者等の責務」と一緒になっているので、「自転車利用事業者」と「自転車貸付事業者」を分けて定義されているので、責務も分けて規定してはどうでしょうか。

事務局 「自転車利用事業者」と「自転車貸付事業者」の責務として求めるものが同じであればまとめて、違うのであれば分けて記載する必要があると考えます。

分けて記載する場合、「自転車利用事業者」については、「自転車が車両であることを認識させ～」という文章を追加しますが、「自転車貸付事業者」については、原案のとおり「取組を自主的かつ積極的に行うよう努める」のみとした方がよいのでしょうか。

片山委員 「自転車貸付事業者の責務」は、自転車をレンタルした人に対する責務でしょうか、それとも従業員に対する責務でしょうか。例えば、モリコロパークのサイクリングコースでは自転車を貸出する事業もされていますが、スタッフの方は自転車を貸し出すときに、お客様に対して基本的なことを注意されています。そういった貸出時のお客様に対する啓発活動も含むのでしょうか。

事務局 「自転車貸付事業者の責務」として記載したことは、従業員を含めた自転車貸付事業者の業務全般に対する責務です。

自転車をレンタルしたお客様への情報提供等については「自転車交通安全教育」の項目で記載しております。

座長 まず、p.2の7-2の項目では、「及び自転車貸出事業者は、」と「貸出」になっていますが、これは「貸付」の誤りですね。

事務局 失礼いたしました。「貸付」の誤りです。

座長 続いて、「自転車利用事業者」と「自転車貸付事業者」の責務を分けて記載すべきかどうかですが、自転車を利用する従業員に対して「必要な知識と技能の習得」を求めるのであれば、貸付事業者にそこまで負わせるかどうかを考えると、分けた方がいいのではないかと思います。

事務局 それでは、御意見を踏まえまして、「自転車利用事業者」と「自転車貸付事業者」の責務を分けて記載し、「自転車貸付事業者」の責務は原案のままとし、「自転車利用事業者」の責務には、「保護者」「学校の長」「事業者」同様、「自転車が

車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるよう努めなければならない」という記載を追加するということではよろしいでしょうか。

座長 その方がはっきりしてよいかと思います。他の委員の皆様、いかがでしょうか。このように修正してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では他にいかがでしょうか。特になければ、責務まで一旦お認めいただいたとして、次に進みたいと思います。

「点検整備等による安全で適正な車両管理の実施」及び「自転車交通安全教育の促進」について

座長 「ウ点検整備等による安全で適正な車両管理の実施」と「エ自転車交通安全教育等の促進」は関連するかと思いますので、一緒にお伺いします。

御意見や御質問ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

片山委員 参考資料 p.12 に、市町村から「自転車交通安全教育について、義務教育課程の必須科目として追加していただきたい」という御意見がありました。

本日お配りした資料にて、大阪教育大学附属池田小学校の事例を紹介したいと思います。20年近く前の事件以降、義務教育の現場で不審者対策が行われるようになりました。その事件から9年後、事件を風化させないよう「安全科」という教科を作り、「国語」や「算数」と同じように、今も年間15時間以上、各学年で実施されています。その中で交通安全教育もしっかりと実施されています。

お配りした資料の p.5 は、研究事業・公開事業の資料です。小学校1年生から5年生まで歩行者・自転車の交通安全教育を着実にを行い、6年生では「自転車～安全で快適なサイクリングに向けて～」ということで、遠足として奈良県に移動し、レンタサイクルでサイクリングを行うとのことです。安全なサイクリングができるように、事前に交通ルールを学び、自転車に乗れない児童には、先生方が放課後や休み時間に実技指導を行い乗れるように補助したり、地図で危険個所を調べたりして実施されているとのことです。学校教育現場ではなかなか時間がとれないという課題がある中、「教科」として自転車も含めた交通安全教育を実施している事例を御紹介させていただきました。

座長 事例の御紹介ということですが、「教科」にしないと指導はなかなか難しいということですね。

条例としてはいかがでしょうか。書きぶりが不十分だという御指摘でしょうか。

片山委員 条例に書かれていても、義務教育現場で十分に取組めないのであれば、とても残念です。ただ、年々、様々な指導内容が増加傾向の学校教育現場に於いて、自転車交通安全教育を「しなければならない」と義務としたとしても、現場サイドとしては、なかなか十分な教育機会を取ることが難しい状況もあると思います。

条例骨子案では学校の長に対し「自転車交通安全教育又は啓発に努めなければならない」と記載していただいたので、十分ではあるのですが、こうした池田小学校のように取り組まれている学校もあることを御紹介したかったのです。

座長 本当に実践していけるかが大切で、これを受けて学校がどのように考えていただけるかということですね。その点、事務局からはいかがでしょうか。

事務局 実際の交通安全教育は国の指針や県の交通安全実施計画の中でも段階的

に実施していくとしており、条例骨子案としては原案のような規定が精一杯かと思
います。

座長 条例を契機に、一步踏み出してほしいというのが片山委員の御意見かと思
います。

岩田委員代理
(中村氏) 子供に対する交通安全教育を促進していただきたいという思いはあります。現
在各学校では、保健体育の授業を中心に交通安全教育を実施しているところ
ですが、条例が制定された際には、その趣旨を各学校や市町村教育委員会に周
知してまいりたいと思います。

座長 よろしくお願ひします。まずは実践していただくというところから観察していき
たいと思います。

片山委員 補足ですが、小学校の「教科」の中では、5年生「体育科」の項目「保健」の教
科書中に交通安全に関わる内容の扱いがございます。ページは2ページです。
「けがの防止」という項目での学習内容の記載が認められますが、ルールなど
については、あまり十分に記載されてはおりません。一方で、交通安全に関して
十分な記載のある副読本については、その本を採用しているのは県内小学校の
一部であると伺っております。私自身の反省も含めてお伝えしますが、実際に、私
が小学校教師をしていた際に、教室には副読本がクラスの児童数分備え付けて
ありましたが、成績のつく教科内容や学校行事等に時間を割かねばならず、その
ような教材をなかなか使う機会を捻出できなかつたというのが正直なところで
す。

事務局 追加ですが、条例が制定された後、予算がどうなるかはわかりませんが、リーフ
レットを作成する等、当然教育面にも力を入れていきたいと考えています。

座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

高野委員 「点検整備等による安全で適正な車両管理の実施」ということで、点検しよう
という意識は良いのですが、実際に点検をどの程度の方ができるかなという疑問が
あります。自転車販売の現場にいて思うのは、自転車を粗雑に扱われる方が非
常に多いということです。例えば、ブレーキが1本切れていることを指摘しても気
にされないお客様もいます。整備不良が即事故につながるとは言いきれませ
んが、確実に安全な状態で乗っていただけてこそだと思います。車のような車
検制度は難しいかと思いますが、少なくとも年に1回は確実に点検していただ
きたいと思います。これは業者による点検に限ったことではありません。自
転車を利用される本人や保護者の方などが日常で簡単にできる点検方法があ
ります。自転車の点検では、走る「ペダル」と、方向を変える「ハンドル」と、
止まる「ブレーキ」の3つの要点を押さえることが大切です。目視でも点検
できます。命を預かる車両ですから、気を配るよう何か強制力があるような
制度があればいいと思います。

座長 ただ今の御意見について補足等ありますか。

事務局 先程、来年度は教育に力を入れ、リーフレットなどの作成を検討している旨
をお話しましたが、その中に日常点検のポイント等も記載していきたいと思
っています。

高野委員 TSマークという保険を絡めた点検制度があります。専門の整備士が13項目
を点検し保険もつくという制度です。日常点検でも、点検日が分かるような
制度があるといいと思います。

木村委員 TS マークには 1 年間の損害賠償責任保険もついていますので、TS マーク取得を徹底すれば点検もできるし、保険の心配もなくなります。ただ、TS マークは自転車安全整備士がいないと点検整備が実施できません。条例か何かで、自転車安全整備士がいるお店で自転車を買いましょうというのは難しいと思いますが、そうすれば自転車が整備不良になる心配はなくなるかと思います。

座長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 TS マークについては、現在も県の当課の Web ページで周知しておりますので、今後も周知・広報することは可能かと思います。これに加えて、今後作成するパンフレット等で、簡単な日常点検の方法を御紹介した上で、心配であれば TS マークもあるというように周知させていただくことも可能かと思います。

座長 高野委員、いかがでしょうか。

高野委員 TS マークの普及にあたっては、私どももいろいろと努力してまいりました。保険の義務化も並行していくので、両方兼ね備える意味で良いかと思います。
一番良いのは、点検日を書くところです。定期的に点検・整備するには、点検日を見える化するのが重要だと思います。

座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

片山委員 1970 年前後には学校に地域の自転車屋さんが来てくださり、放課後、児童の自転車の点検整備をしてくれました。児童は、それに合格をもらわないと街を走れないというような時代もありました。そのときは実践的な教育が行われる時間的な余裕があり、児童が点検整備の方法を学ぶ機会もありました。
今は、点検整備のことについて書かれた良い教材はありますが、先生方には教材を開く時間はなく、点検整備のことまで教える時間ありません。現状、児童は、自転車のチェーンがさびたまま走っているのを見かけます。

座長 学校での自転車交通安全教育に、点検整備も盛り込めるといいと思います。他にいかがでしょうか。

鈴木委員 「交通安全教育の促進」において、「保護者」の項目に「その発達段階に応じて」という記載がありますが、どういった教育を保護者に強いるのか分かりにくいと思います。
保護者が子供に対して、専門的な教育の機会に参加するよう働きかけるので良いのですが、教育を行うという話になると、基本的なところはよいとして、専門的なところを発達段階に応じて教えるというのは、難しいのではないのでしょうか。

事務局 ただ今委員が言われたとおり、専門的な教育の機会に、保護者が子供とともに参加するというのも含まれると考えます。

座長 「発達段階に応じて」というのは教育現場ではよく使われる言葉ですが、確かに「保護者」には難しいように感じますね。

事務局 県の交通安全計画では、小学校、中学校等、年齢に合わせた教育を行うよう記載しています。条文上で事細かに表現することはできませんが、何かこうしたことに代わる言葉があればお教えいただきたいと思います。

座長 この点について、何か御意見ありますでしょうか。

片山委員 確かに、教育現場では発達段階に応じた教育を実施していますが、「保護者」に対し、発達段階に応じた交通安全教育を求めることに違和感があります。

座長 彼の都道府県の条例でも同じような表現を使っているのでしょうか。
事務局 「保護者」に対して、「発達段階に応じて」という言葉を使っているところはあまりないかもしれません。

「発達段階に応じて」という言葉を記載した趣旨は、子供たちが理解できるよう年齢に応じて表現を工夫してほしいというものです。教育現場で使われている言葉と違って、違和感があるということでしたら、委員の御意見を踏まえて、「保護者」の項目から「その発達段階に応じて」という記載を削除し、保護者については、「その監護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない」と修正することによってよろしいでしょうか。

また、自転車交通安全教育には、保護者が子供に直接教えるものから、自転車の安全利用について書かれたリーフレットを子供と一緒に読んだり、外部の自転車交通安全教室に参加したりすることも含み、積極的に自転車について学ぶ機会を各家庭で作ってくださいという趣旨で記載させていただくということでしょうか。

座長 「保護者」の項目から「その発達段階に応じて」を削除するということですね。委員の皆様、いかがでしょうか。特に問題ないと思いますが、御異論なければ削除したいと思います。ありがとうございます。

他に御意見等ありますでしょうか。なければ、一旦お認めいただいたものとして、次に進みます。

乗車用ヘルメットの着用促進について

座長 「オ 自転車乗車用ヘルメットの着用及び着用促進」について、御意見や御質問ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

木村委員 「自転車利用者」はヘルメットの着用を「努めなければならない」とありますが、「自転車貸付事業者」は「努めるものとする」とあります。自転車貸付事業者には最近増えつつあるシェアサイクリングも該当するかと思いますが、シェアサイクリングの場合でも「努めるものとする」はかかってくるのでしょうか。「努めるものとする」と「努めなければならない」はどちらが強いのでしょうか。

事務局 一般的に、「努めるものとする」より「努めなければならない」の方がより強い規定であると考えます。

「自転車貸付事業者」がヘルメットを着用させる相手方はお客様になりますので、「努めるものとする」と規定したいと考えています。

木村委員 それは、自転車をレンタルする客側は、必ずしもヘルメットを着用しなくてよいということでしょうか。

事務局 いいえ、自転車をレンタルする方にもヘルメットを着用していただきたいです。

木村委員 ただし、強制はできないということですね。

事務局 はい。

木村委員 自転車をレンタルする側に対し、ヘルメットを持参した上で自転車を借りなさいと言っているのでしょうか。

事務局 それは、レンタル事業の形態にもよると思います。

対面で自転車を貸し出す場合は、ヘルメットも一緒に貸し出す等の対応を推

奨らせていただきたいのですが、対面せずインターネット上のやりとりだけで自転車を貸し出される場合もあるかと思えます。お客様に対し、どのようにヘルメットを着用させるかは業態にもよると思えますが、少なくともヘルメットの着用を勧めたいということで「努めるものとする」としています。

座長 他にいかがでしょうか。

片山委員 「学校の長」は、通学のために自転車を利用する児童・生徒・学生に対しヘルメットを着用させるよう「努めるものとする」とありますが、「努めなければならない」にするべきではないでしょうか。

先程、事務局から「努めなければならない」の方がより強制力があるというお話がありました。また、条例の骨子案は愛知県交通安全計画に基づき、内容もリンクしているという確認もさせていただきました。

愛知県警察のパンフレットには「自転車利用五則」が載っています。これは法律とは違いますが、道路交通法や愛知県交通安全計画にも則った内容であり、「子供はヘルメットを着用」と書かれています。「子供」というのは13歳未満のことであると思えます。道路交通法第63条の11では、「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」とあります。これに従って、愛知県交通安全計画には「幼児・児童の保護者等に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等、他の年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を促進する。」と、幼児・児童に対して着用の徹底を図るという文言があります。また、小学生に対する交通安全教育の推進に関して「小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。」と明記されています。家庭の保護者がヘルメットを着用させるよう「努めなければならない」としているのに、前述の安全計画において、家庭と連携をして交通安全教育を進めることされている学校の長が「努めるものとする」というのはいかがでしょうか。県内小学校でも自転車に乗るときはヘルメットを着用するよう、現に指導しています。「生徒・学生」については、児童についての私の意見と焦点がぶれるため敢えて切り分けますが、「児童」に関しては「努めなければならない」とする必要があると思えます。「学校の長」に対し、「児童」のヘルメット着用に「努めるものとする」とするのは、現に指導を進めている状況であることも踏まえると、教育現場としても違和感を覚えると思えます。

座長 ありがとうございます。条例では、道路交通法等他の法令と重複する内容は記載しないため、子供へのヘルメット着用の努力義務については書かれていません。ただ、児童に対して着用させる努力義務がありながら、「学校の長」には「努めるものとする。」とあり、法律と齟齬があるという御指摘ですね。

事務局いかがでしょうか。

事務局 道路交通法上は、「保護者」に対して、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶら

せるよう「努めなければならない」と規定されております。

条例骨子案では、自転車を利用する当事者である自転車利用者と自転車利用事業者に対して乗車用ヘルメットの着用に「努めなければならない」と規定しております。保護者も、未成年者に対する責任があることから同様に「努めなければならない」と規定しております。それ以外の自転車利用者を取り巻く人たちに対しては、「努めるものとする」という規定として統一させていただいています。

座長 道路交通法上は「保護者」に着用させる努力義務が課せられており、「学校の長」にはないということですね。

事務局 法律上はございません。

片山委員 しかし、愛知県交通安全計画には、小学校は家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通安全教育を進めていきたいと思いますと書いてあります。

事務局 それはヘルメット、そして自転車に限らず、交通安全全般のルール等を含めて教育をしていきたいと思いますと書かれているものです。

片山委員の御意見を踏まえると、学校の長の項目を「児童」と「生徒又は学生」の2つに分け、「児童」に対してはヘルメットを着用させるよう「努めなければならない」とし、通学のために自転車を利用する「生徒」や「学生」に対してはヘルメットを着用させるよう「努めるものとする」と修正してほしいという御主旨でしょうか。

片山委員 はい。そうすれば齟齬がないかなと思います。

法律上、幼児・児童にヘルメットを着用させるのは「保護者」と書いてありますが、義務教育の中でも交通安全教育を推進する内容が、「特別活動」や「体育科」保健の中で扱いはある訳です。「保健」の教科書中にも、児童はヘルメット着用と書かれています。児童に対する「学校の長」の規定として「努めるものとする」となっているのは、交通安全教育を小学校教育現場で推進している指導者の何人かに聞きましたが、やはり違和感があるということでした。

座長 では、今事務局から提示されたとおりの修正ということではよろしいでしょうか。

事務局 ひとつ疑問がありますので教えていただきたいのですが、児童を「努めなければならない」とした場合、「生徒」はどうなるのでしょうか。通学で自転車を利用する機会が増える中高校生が心配です。他の委員の皆様のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

片山委員 あくまでも道路交通法第 63 条の 11 で保護者に努力義務を求めている対象で切り分けています。交通安全教育に携わる者としては、ヘルメット未着用で死亡事故に至る交通事故も多いので、児童は全員着用するべきだと認識しています。ただし、ヘルメットの着用を強制すると自転車利用者が減るというご意見もあるため、道路交通法でヘルメットの着用が努力義務となっている対象者で切り分けて、ここでは発言しております。「努めなければならない」にしたところで強制力はありません。他の方はどのようにお考えでしょうか。

座長 委員の皆様、いかがでしょうか。

伊藤委員 片山委員からお話があったように、幼児・児童は衝撃に弱いというか、交通事故で怪我をする確率が高いということで、法律で手厚く守りましょうというのが道路交通法の趣旨かと思えます。

まわりの人がどのようにかぶらせるか、ヘルメットを着用する環境を整えていく

かというのが、この条例で求めていくものではないかと思います。

ただ、道路交通法では「保護者」に対して幼児・児童のヘルメット着用の努力義務が課せられています。着用していない子供がいた場合、保護者であれば、自転車屋さんで子供用のヘルメットを購入し、その子供に実際に着用させることができます。しかし、例えば「学校の長」に「努めなければならない」と規定したとして、近所の人から、ヘルメットを着用せずに自転車に乗っている子供がいると言われたときに、「学校の長」として何ができるかという、保護者に対してヘルメットの購入を促すなど一歩引いた対応しかできないのではないのでしょうか。学校の長に保護者と同等の責任を押し付けても、学校の長ができることとしては強く言うくらいのことしかできず手詰まりですよね。学校の経費でヘルメットを買うかという、そこもハードルが高いかと思います。

道路交通法上の趣旨として、幼児・児童は特別に扱いたいというのは大事なことだと思います。ただ、条文の書き方によってあまり踏み込みすぎても、実現不可能となってしまうのかなと思います。

座長 ありがとうございます。「努めるものとする」でよいのではないかという御意見ですね。

あと、私もひっかかるのですが、「通学のために自転車を利用する児童」は存在するのでしょうか。

事務局 「通学のために自転車を利用する」としたのは、通学は学校の管理の範疇ですが、遊びに行くときまでのことは学校側では負えないと考えたためです。会社でいえば、通勤は労働災害の対象となりますが、プライベートまでは対象にならないという考え方と同じです。

座長 「通学のために自転車を利用する児童」は存在するのでしょうか。

片山委員 愛知県では、そのような学校や児童について、私は聞いたことがありません。

座長 学校から帰ってから遊びに行くことの責任まで学校の長に負わせられないということですね。

片山委員 交通安全教育のなかでは当然ヘルメットの着用を推進しています。

座長 では、あえて「通学のために」は入れないという方法もあるということですね。

事務局 「通学のために」を入れないと、範囲が広がります。

座長 そもそも、通学のために自転車を利用する児童がいないということですね。

事務局 「児童」を外すという形ではいかがでしょうか。

片山委員 「児童」が外れている方が違和感はありません。「学校の長」の「児童」に対するヘルメットの着用は、自転車交通安全教育として実施すればよいですから。

座長 そうですね。「通学」を活かすのであれば「児童」を削除し、「通学のために自転車を利用する生徒、学生に対し、」となります。

学校の長としては、自転車で通学する・しないに関わらず自転車交通安全教育をすることになりますから、「通学のために」を削除してしまっても良いかもしれません。

片山委員 学生は大学生のことですが、大学生に対してヘルメットの着用を教育することはあるのでしょうか。

座長 大学生は難しいのですが努めることはできないことはないと思います。

鈴木委員 大学生に対しては「努めなければならない」だと厳しいと思います。

事務局 「通学のために」を削除すると、対象がとても広い範囲に及びますので、「児童」を外すという形にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

座長 児童に対する規定は別に設けないのでしょうか。

事務局 道路交通法上で児童に対しては保護者に着用させる努力義務が課せられているため、条例ではあえて外すということかと。

座長 片山委員、いかがでしょうか。ヘルメットの着用に関して、学校の長の児童に対する規定が消えてしまうということになりますか。

片山委員 学校の長は、自転車交通安全教育は行うよう努めなければならないとなっております、ヘルメットの着用の必要性もその中に入っていると思います。

事務局 もう一度整理させていただいてよろしいでしょうか。

自転車交通安全教育の項目に、学校の長は児童・生徒・学生に対して自転車交通安全教育を行うよう努めなければならないと規定しております。この中には、安全のためにヘルメットを着用しましょうという内容も含めております。

一方、実際にヘルメットを着用させる規定としては、学校の長は通学のために自転車を利用する子供たちへの責任を果たすという意味で、「児童」を外し「通学のために自転車を利用する生徒又は学生に対し」と修正しようとする場合は、本当に「通学のために自転車を利用する児童」がないのかを確認する必要があります。

岩田委員代理 (中村氏) 県教育委員会として、そこまで把握していません。

事務局 「通学のために自転車を利用する児童」がないという確証がもてないと、「児童」を外すことに違和感があります。

片山委員 部活動等で自転車を利用する児童は含まれず、通学のみということですね。

事務局 「通学のために自転車を利用する児童」として考えられることは、小学校で自転車交通安全教育を行う際、児童が学校まで自転車を持っていくために自転車で通学する場合です。その際は、学校側も教育として、通学時にヘルメットを着用するよう指導されているという話を聞いたことがあります。

座長 では、安全側をとり、ほとんどないかもしれませんが「児童」も入れておいた方がよいということですね。

事務局 毎日通学するかと言われると、ほとんどないとは思いますが、自転車交通安全教育を開催するときに、小学校まで自転車を持っていかなければならないというのはありますので。

座長 委員の皆様いかがでしょうか。毎日自転車で通学する小学生はほとんどないとは思いますが、万が一のために児童も入れておくということでございます。それでよろしいでしょうか。はい。色々御議論いただきましたが、ヘルメットの着用促進については原案どおり修正なしということになりました。他によろしいでしょうか。特に意見がなければ、次に進みます。

自転車損害賠償責任保険等の加入促進について

座長 「カ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進」について、御意見や御質問、

ありますでしょうか。今回の条例では大きな部分になるかと思いますが、いかがでしょうか。事務局から補足はありますでしょうか。

事務局 「自転車小売事業者」は、前回まで、自転車を購入しようとする者に対し保険等の加入の有無を確認し、確認できなかった場合は保険等に関する情報提供に努めるとしていたものを、条例骨子案では「学校の長」や「事業者」と同じように、加入している・していないに関わらず情報提供する表現に統一させていただきました。

座長 他にいかがでしょうか。

伊藤委員 先日、私も自転車の点検整備をしてTSマークをつけたのですが、もしかしたら別に自転車事故も対象となっている個人賠償責任保険等に加入済みかもしれないなと思いました。一般の方は、損害保険に関する知識をあまり持っていない方も見えると思います。別の保険に付帯している場合は特に分かりづらいのですが、結構、皆さん加入されているのですよね。

条例を制定した場合「しなければならない」という、いわゆる「義務」の部分が強調され、「保険に入らないといけないぞ」ということが一番に目に入ってしまうと、本来重要な安全意識の高揚や教育、ルールへの遵守が切り捨てられる印象を受けやすい可能性があります。

事務局にお願いなのですが、条例が制定されてから周知する中で、交通事故に遭わないための教育やルールを守ることがこの条例の本旨であること、その重要性をしっかりとPRしていただき、自転車保険の義務化だけを強調することのないよう気を付けていただきたいと思います。

座長 ありがとうございます。私もそう思いますので、御要望として事務局で検討していただいて、条例制定後は安全運転を強調するような形で周知していただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

高野委員 TSマークは、保険ではなく、入り口はあくまで点検整備です。保険を前面に出すと、保険業法に抵触するおそれがあります。点検整備をすることによって保険がついてくるという理解をお願いします。現在も、保険に加入されているか必ず確認しています。

また、安全に自転車に乗るための取組として、交通法規を守ろうとか、防犯対策をしよう等の助言をした自転車に、「Received ADVICE!」というシールを貼る事業を愛知県警から組合に対して委嘱されて行っています。

自転車販売店では、こうした安全に乗ることをお話した上で、保険加入の有無を確認しているということを御理解いただきたいと思います。

座長 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

保険等については今までも御議論いただきましたので、ある程度良いかと思いますが、他にいかがでしょうか。

確認ですが、自転車を利用して個人が飲食物等を配達するサービスを行う事業者はどこに入りますか。個人事業主ということで、自転車利用事業者ということでしょうか。

事務局 その通りです。全国的な取組です。

座長 この辺りは、飲食物等の配達で自転車を利用されている方に、ぜひ知っていただきたいですね。

事務局 参考資料 p.18 で配布させていただきましたが、国からも飲食物等の配達をされる方々に対する交通事故防止の呼びかけを行っており、中には保険のことも書かれています。

座長 他に、御意見はありますか。特になければ、保険等についてもお認めいただいたということで、次に進みたいと思います。

全体

座長 最後に全体を通して何か御意見はございますか。

それでは事務局から、本日の会議で委員の皆様からの御意見を踏まえ、条例の骨子(案)を修正した結果について説明してください。

事務局 今回の資料 p.1 の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の骨子(案)に基づき、説明させていただきます。

まず、p.1 の内容について、御意見はありましたが修正はありませんでした。

続いて、p.2 のうち「自転車利用事業者等の責務」を「自転車利用事業者の責務」「自転車貸付事業者の責務」に分け、「自転車利用事業者の責務」には、1つめとして「自転車を利用する従業員に対し、自転車が車両であることを認識させ、法その他の関係法令を遵守させるとともに、自転車を安全で適正に利用するために必要な知識と技能を習得させるようつとめなければならない。」、2つめとして「その事業活動において自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。」と記載します。また、「自転車貸付事業者の責務」には、「その事業活動において自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。」と記載します。その他の項目について、修正はありませんでした。

p.3 のうち、「自転車交通安全教育等の促進」の「保護者」の項目について、「その発達段階に応じて、」を削除します。その他の項目について、修正はありませんでした。

p.4 について、修正はありませんでした。以上です。

座長 ありがとうございます。では、修正いただく項目は、資料 p.1 の区分でいうと 7 の「自転車利用事業者等の責務」と、14「自転車交通安全教育等の促進」の 5 「保護者」ですね。

この他に、全体を通じて、御意見等ありましたらお願いします。

片山委員 15 の「ヘルメットの着用促進」については、「通学のために自転車を利用する児童」についての意味合いを補完する目的で、学校で実施する交通安全教室等で自転車を利用する際に、児童が自転車を利用して通学する場合も含むことを、Q&A や解説等で補足して頂くとよいかと思えます。

座長 ありがとうございます。事務局にて、補足してください。

他に全体を通していかがでしょうか。御意見等もないようですので、全てお認めいただいたということで、事務局はこの結果を踏まえて作業を進めていただければと思います。

以上で本日の議事を終了いたします。皆様、議事の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

県民安全課長 ありがとうございました。

閉会にあたりまして、内藤県民安全監から一言ご挨拶を申し上げます。

県民安全監 皆様、お疲れ様でした。第 3 回検討会議の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日いただいたご意見を踏まえ、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の骨子を固めてまいります。また、条例に盛り込めなかった部分につきましては、今後の自転車の安全利用に関する県の施策に活かしていきたいと存じます。

今後は、「条例の骨子」をもとに、事務局にて条例案を作成したしまして、法規審査を経て、議会へ上程させていただく予定でございます。法規審査では、既存の法令との関係や、表現の的確さ等を厳密に審査されますので、条例では、本日の骨子と表現等が変更される可能性もございます。予めご了承ください。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては、第 1 回会議を開催した 7 月から本日まで、長きにわたりまして御協力をいただき、誠にありがとうございました。

また、嶋田先生におかれましては、座長として格別なる御尽力を賜りましたことに、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。皆様からお力添えをいただきまして、本当に中身の濃い議論ができたと考えております。心から感謝を申し上げます。

県といたしましては、今後とも交通安全施策の推進に精一杯取り組んでまいりますので、皆様方に置かれましても、引き続き、本県の交通安全の推進に御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

県民安全課長 以上をもちまして、第3回の検討会議を終了いたします。本当に貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。